

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成25年4月4日(2013.4.4)

【公表番号】特表2012-529134(P2012-529134A)

【公表日】平成24年11月15日(2012.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2012-048

【出願番号】特願2012-513467(P2012-513467)

【国際特許分類】

H 05 B	37/02	(2006.01)
H 05 B	41/32	(2006.01)
G 03 B	15/02	(2006.01)
G 03 B	15/05	(2006.01)
H 04 N	5/238	(2006.01)

【F I】

H 05 B	37/02	L
H 05 B	41/32	R
H 05 B	41/32	D
G 03 B	15/02	G
G 03 B	15/05	
H 04 N	5/238	Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月14日(2013.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光学照射装置(1)において、

放射検出器(10)と第1の光源(21)と第2の光源(22)とを備え、

前記放射検出器(10)は半導体チップと光学フィルタを含み、所定のスペクトル感度分布を有しており、

前記第1の光源(21)は白色放射を発生し、

前記第2の光源(22)は可視スペクトル領域において単色放射を発生し、前記第1の光源(21)から送出された放射と、該第2の光源(22)から送出された放射が重畠されて、所定の波長スペクトルを有する混合放射が生成され、

該混合放射の波長スペクトルは、前記放射検出器(10)のスペクトル感度分布に整合されており、前記混合放射の波長スペクトルは、前記放射検出器(10)のスペクトル感度から平均して最大で40%隔たっており、

前記放射検出器(10)のスペクトル感度分布は、人間の目のスペクトル感度分布に整合されていることを特徴とする、

光学照射装置。

【請求項2】

前記混合放射の波長スペクトルの経過特性および色再現性が、前記放射検出器(10)のスペクトル感度分布の経過特性および色再現性に整合されている、請求項1記載の光学照射装置。

【請求項3】

前記混合放射の波長スペクトルは、可視スペクトル領域において連続的なスペクトルを有する、請求項 1 または 2 記載の光学照射装置。

【請求項 4】

前記第 1 の光源（21）は発光ダイオードチップである、請求項 1 から 3 のいずれか 1 項記載の光学照射装置。

【請求項 5】

前記第 2 の光源（22）は、赤色スペクトル領域において単色放射を送出する発光ダイオードチップである、請求項 1 から 4 のいずれか 1 項記載の光学照射装置。

【請求項 6】

可視スペクトル領域において単色放射を発生する第 3 の光源（23）が設けられており、該第 3 の光源（23）の単色放射は、前記第 2 の光源（22）の単色放射とは異なる、請求項 1 から 5 のいずれか 1 項記載の光学照射装置。

【請求項 7】

可視スペクトル領域において単色放射を発生する第 4 の光源が設けられており、該第 4 の光源の単色放射は、前記第 3 の光源（23）の単色放射および前記第 2 の光源（22）の単色放射とは異なる、請求項 6 記載の光学照射装置。

【請求項 8】

前記第 1 の光源（21）は、白色放射を送出する第 1 の発光ダイオードチップであり、前記第 2 の光源（22）は、赤色スペクトル領域の放射を送出する第 2 の発光ダイオードチップであり、前記第 3 の光源（23）は、緑色スペクトル領域の放射を送出する第 3 の発光ダイオードチップであり、前記第 4 の光源は、青色スペクトル領域の放射を送出する第 4 の発光ダイオードチップである、請求項 7 記載の光学照射装置。

【請求項 9】

白色放射を発生させるために前記第 1 の光源（21）が 2 つだけ設けられており、該 2 つの第 1 の光源（21）の間に第 2 の光源（22）が 1 つだけ設けられている、請求項 4 または 5 記載の光学照射装置。

【請求項 10】

請求項 1 から 9 のいずれか 1 項記載の光学照射装置（1）が設けられている光学記録装置。

【請求項 11】

光学記録装置は、移動電話機、カメラ、ビデオカメラのいずれか 1 つの機器である、請求項 10 記載の光学記録装置。

【請求項 12】

前記第 1 の光源（21）はフラッシュライトである、請求項 10 または 11 記載の光学記録装置。

【請求項 13】

前記第 2 の光源（22）は、オートフォーカス機構のための照明として用いられる、請求項 10 から 12 のいずれか 1 項記載の光学記録装置。

【請求項 14】

前記第 2 の光源（22）は撮影インジケータとして装備されている、請求項 10 から 12 のいずれか 1 項記載の光学記録装置。

【請求項 15】

前記第 2 の光源（22）は、赤目現象を低減させるプリフラッシュである、請求項 10 から 12 のいずれか 1 項記載の光学記録装置。